

令和3年10月
から

確認検査業務の業務範囲に 「一の建築物の延べ面積が2,000㎡を 超える木造建築物」を追加しました

ご要望にお応えして令和3年10月より
「一の建築物の延べ面積が2,000㎡を超える木造建築物」
の確認検査業務を行います

CLTパネル工法※を中心に大規模木造建築物の確認検査
の業務を行うことが可能になります

これからもお客様へのサービス向上に努めてまいります

業務区域及び対象建築物等

業務区域	対象建築物等
日本全域	(1) 一の建築物の延べ面積が2,000㎡を超える木造建築物
	(2) 木造建築物以外の建築物
	(3) (1)又は(2)に掲げる建築物と同一敷地内（法第86条に 基づく一団地内の敷地を含む。）にある木造建築物
	(4) 建築設備及び工作物
	(5) 当機関が確認検査の業務を行った建築物で、当該計画 の変更に係る建築物

※平成28年4月1日国土交通省告示第611号

指定確認検査機関
国土交通大臣指定第11号

UHEC ユーイック
株式会社 都市居住評価センター®

東京都港区虎ノ門一丁目1番21号
新虎ノ門実業会館3階
株式会社都市居住評価センター
確認検査事業部
電話03-3504-2386 FAX03-3595-0900

令和3年10月版